○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県南佐久郡小海町大字千代里字三山窪二〇八三の二四二、字上大谷地二一〇〇の五九、二一〇〇の六五、二一〇〇の六六、二一〇〇の六八から二一〇〇の七〇まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字平志く一四八七六の一、一四八七六の二、一四八七六の三、一四八七六のホ、一四八七六のト、一四八七六のリ、一四八七六のヌ、一四八七六のル、一四八七六のヲ、一四八七六のヨ、一四八七七の一、一四八七七の二、一四八七七の三、一四八七七のイ、字曲尾一七三九二、一七三九四から一七三九六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡木祖村大字藪原一三七〇の一、一三七〇の三・一三七〇の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字藪原一三七〇の一・一三七〇の三・一三七〇の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県長野市鬼無里字あしで一三八〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県松本市大字岡田町字向山六三七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県佐久市小宮山字伴野城根五九四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県上田市武石上本入字立岩原一六から一八まで、一九の二、一九の三、字崩口四六の八、五二の一から五二の七まで、五二の一三から五二の一六まで、五三の一、五四の一、五四の二、字下小寺尾六〇の七、六〇の八、六二の一、六八の一、六八の五、六八の六、七一の一、七一の四、七一の七、七四の一、七七の一、七七の八、七九の一、八四の一、八四の二、八八の一、八八の二、九三の一、九三の二、一〇三の一、一〇三の二、一一〇の一、一一〇の二、一一二の一、一一三の一、一一三の一から一一三の四まで、一一三の六、一一三の七、一一三の一から一一三の一六まで、一二三の二五、一二三の五六から一二三の六〇まで、一二三の九八、一二三の一〇七、武石下本入字松林口七〇一の二、七〇二の一、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一、七〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県上田市武石上本入字立岩原一六から一八まで、一九の二、一九の三、字崩口四六の八、五二の一から五二の七まで、五二の一三から五二の一六まで、五三の一、五四の一、五四の二、字下小寺尾六〇の七、六〇の八、六二の一、六八の一、六八の五、六八の六、七一の一、七一の四、七一の七、七四の一、七七の一、七七の八、七九の一、八四の一、八四の二、八八の一、八八の二、九三の一、九三の二、一〇三の一、一〇三の二、一一〇の一、一一〇の二、一一二の一、一一三の一、一一三の一から一一三の四まで、一一三の六、一一三の七、一一三の一から一一三の一六まで、一二三の二五、一二三の五六から一二三の六〇まで、一二三の九八、一二三の一〇七、武石下本入字松林口七〇一の二、七〇二の一、七〇三の一、七〇三の二、七〇四の一、七〇四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）